本号で公布された法令のあらまし

◇環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（法律第七〇号）（内閣官房）

1　法律の題名を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　法律の施行期日を、一部の規定を除き、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日とすることとした。（附則第一条関係）

3　その他所要の改正を行うこととした。

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（法律第七一号）（厚生労働省）

一　労働基準法の一部改正関係

1　フレックスタイム制に関する事項

フレックスタイム制の清算期間の上限を三箇月とすることとした。（第三二条の三第一項関係）

2　時間外労働の上限規制に関する事項

㈠　使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三二条から第三二条の五まで若しくは第四〇条の労働時間又は第三五条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができることとした。（第三六条第一項関係）

㈡　㈠の協定においては、次に掲げる事項を定めることとした。（第三六条第二項関係）

(1)　㈠により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができることとされる労働者の範囲

(2)　対象期間（㈠により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる期間をいい、一年間に限るものとする。以下同じ。）

(3)　労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合

(4)　対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

(5)　労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

㈢　㈡の(4)の労働時間を延長して労働させることができる時間は、当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して通常予見される時間外労働の範囲内において、限度時間を超えない時間に限ることとした。（第三六条第三項関係）

㈣　㈢の限度時間は、一箇月について四五時間及び一年について三六〇時間（一年単位の変形労働時間制の対象期間として三箇月を超える期間を定めて労働させる場合にあっては、一箇月について四二時間及び一年について三二〇時間）とすることとした。（第三六条第四項関係）

㈤　㈠の協定においては、㈡の(1)から(5)までに掲げるもののほか、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に㈢の限度時間を超えて労働させる必要がある場合において、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間（㈡の(4)に関して協定した時間を含め一〇〇時間未満の範囲内に限る。）並びに一年について労働時間を延長して労働させることができる時間（㈡の(4)に関して協定した時間を含め七二〇時間を超えない範囲内に限る。）を定めることができることとした。この場合において、㈠の協定に、併せて対象期間において労働時間を延長して労働させる時間が一箇月について四五時間（一年単位の変形労働時間制の対象期間として三箇月を超える期間を定めて労働させる場合にあっては、一箇月について四二時間）を超えることができる月数（一年について六箇月以内に限る。）を定めなければならないこととした。（第三六条第五項関係）

㈥　使用者は、㈠の協定で定めるところによって労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であっても、次に掲げる時間について、それぞれ後段に定める要件を満たすものとしなければならないこととした。（第三六条第六項関係）

(1)　坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務について、一日について労働時間を延長して労働させた時間　二時間を超えないこと。

(2)　一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間　一〇〇時間未満であること。

(3)　対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間　八〇時間を超えないこと。

㈦　厚生労働大臣は、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、㈠の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の健康、福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して指針を定めることができることとした。（第三六条第七項関係）

㈧　㈠の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長及び休日の労働を定めるに当たり、当該協定の内容が㈦の指針に適合したものとなるようにしなければならないこととした。（第三六条第八項関係）

㈨　行政官庁は、㈦の指針に関し、㈠の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができることとした。（第三六条第九項関係）

㈩　㈨の助言及び指導を行うに当たっては、労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならないこととした。（第三六条第一〇項関係）

㈡　㈢から㈤まで及び㈥(2)及び(3)に係る部分に限る。）は、新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務については適用しないこととした。（第三六条第一一項関係）

㈢　工作物の建設の事業等の一部の事業等について、㈢から㈤まで及び㈥(2)及び(3)に係る部分に限る。）を適用しないこと等の必要な経過措置を設けることとした。（第一三九条～第一四二条関係）

3　年次有給休暇に関する事項

使用者は、年次有給休暇の日数が一〇日以上の労働者に対し、年次有給休暇のうち五日については、基準日から一年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならないこととした。（第三九条第七項関係）

4　特定高度専門業務・成果型労働制に関する事項

賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会（使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。）が設置された事業場において、当該委員会が委員の五分の四以上の多数による議決により㈠から㈩までに掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、当該決議を行政官庁に届け出た場合において、㈡に掲げる労働者の範囲に属する労働者（以下「対象労働者」という。）であって書面その他の厚生労働省令で定める方法によりその同意を得たものを当該事業場における㈠に掲げる業務に就かせたときは、労働基準法第四章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定